

第 3 回 第 1 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 28 年 3 月 18 日 (金) 午前 10 時 00 分

場 所 津市芸濃庁舎 2 階 中会議室 3・4

出席部会委員 1 池田 長義・2 太田 義政・3 森 恒利・5 青木 正司
6 赤塚 薫・7 伊藤 征一・9 大田 武士・10 奥山 勘五郎
14 前田 紀男・15 杉谷 正美・16 田中 茂人・20 中川 文博
22 中林 長一・23 平井 秀次・43 後藤 勝

以上 15 名

欠席委員 13 丹羽 芳久・48 前川 正次

出席部会員外委員 会長 守山 孝之

議長 第 1 農地部会長 伊藤 征一

事務局職員 奥野事務局長・鈴木次長・竹田主査

総合支所 河芸：服部副主幹 美里：小林主幹 安濃：北角担当主幹
芸濃：清水主査 香良洲：中山担当副主幹

議事録署名者 1 池田 長義・22 中林 長一

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)
報告第 5 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (賃貸借権)
報告第 6 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)

議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・所有権移転)

議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・賃貸借権)

議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
(農業委員会許可・使用借権)

議案第 6 号 非農地証明願について

議案第 7 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地利用集積計画の
決定について (別冊)

議 事 の 大 要

議 長	それでは、第3回農地部会を開催させていただきます。 本日の欠席は2名で、出席者は15名です。 それでは、私から議事録署名者を指名させていただきます。 1番 池田委員、22番 中林委員、よろしくお願いします。 まず初めに、会長の専決処分の報告事項に入ります。第1号から6号まで、事務局、よろしくお願いいたします。
事 務 局	それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。1ページから3ページになります。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。 番号1から13で、3ページになりますが、合計で件数は13件、合計面積は田で46,071㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解約したものであります。 続きまして、4ページから9ページのほう、よろしくお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。 番号1から9で、9ページになりますが、合計で件数は9件、面積は81,329㎡で、その内訳としまして田が68,796㎡、畑が12,533㎡でございます。 これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況地目が雑種地、山林になっているところにつきましては、無断転用の可能性があるということで、届出人に対して指導させていただいております。 10ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてでございます。 番号1、一般個人住宅用地の1件で、面積は畑で248㎡でございます。 11ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。 番号1、番号2につきましては駐車場用地、番号3、資材置き場用地、番号4、駐車場及び修理車両置き場用地、番号5、一般個人住宅用地。 以上、件数は5件で、合計面積は4,076㎡、この内訳は田が3,482㎡、畑が594㎡でございます。 12ページをお願いいたします。 報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（賃貸借権）でございます。 番号1、事務所及び倉庫用地の1件で面積は、畑で1,613.9㎡でございます。 13ページをお願いいたします。

報告第6号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸借）でございます。

番号1、共同住宅用地の1件で、面積は、田で929㎡でございます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。

よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。

事務局より説明があったとおりでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

議案書の14ページ、15ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗真、受人 _____、面積87,786㎡、渡人 _____、面積7,441㎡、申請地 栗真小川町坂下 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積882㎡外2筆で、合計面積5,397㎡です。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号2、地区 栗真、受人 _____、面積87,786㎡、渡人 _____、面積3,586㎡、申請地 栗真小川町西浦 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積768㎡外2筆で合計面積3,586㎡。

これにつきましては、受人は、遠方のため離農する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号3、地区 櫛形、受人 _____、面積24,544㎡、渡人 _____、面積24,544㎡、申請地 殿村西手垂 _____、台帳地目 田・現況地目 畑、面積3,193㎡外1筆で、合計面積5,572㎡。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。

番号4、地区 高茶屋、受人 _____、面積4,853㎡、渡人 _____、面積5,888㎡、申請地 高茶屋小森上野町小森川 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積1,011㎡外1筆で、合計面積1,907㎡。

これにつきましては、労力不足のため営農を縮小する渡人からの要望を受けて、受人は申請地を譲り受けるものです。

番号5、地区 椋本、受人 _____、面積15,786㎡、渡人 _____、面積7,640㎡、申請地 芸濃町椋本精進谷 _____、台帳地目・現況地目とも田で、面積6,146㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため、労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号6、地区 雲林院、受人 _____、面積5,471㎡、渡人 _____、面積3,195㎡、申請地 芸濃町雲林院西之院 _____、台帳地目 田・現況地目 畑、面積585㎡外1筆で、合計面積1,047㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

15ページをお願いします。

番号7、地区 長野、受人 _____、面積14,072㎡、渡人_____
面積4,737㎡、申請地 美里町南長野松本_____
台帳地目・現況地目とも田、面積1,336㎡。

これにつきましては、受人は、高齢化のため労力不足の渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号8、地区 辰水、受人 _____、面積5,971㎡、渡人_____
面積8,296㎡、申請地 美里町家所岩欠_____
台帳地目・現況地目とも畑で、面積332㎡。

これにつきましては、受人は、労力不足により営農を縮小する渡人から申請地を譲り受け、営農を拡大するものです。

番号9、地区 村主、受人 _____、面積6,996㎡、渡人_____
面積3,540㎡、申請地 安濃町川西塚田_____
台帳地目・現況地目とも田、面積3,540㎡。これにつきましては、親子間の生前一括贈与です。

以上、件数は9件、合計面積は28,863㎡、この内訳としまして、田が27,581㎡、畑が1,282㎡でございます。

いずれの案件につきましても、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1番、2番、栗真。

青木委員 5番、青木です。
14日に、地元委員の2人と現地確認をお願いしまして、何ら問題ないという事です。よろしくお願いいたします。

議長 3番、楡形。

森委員 3番、森です。
ただいまの事務局の説明のとおりでございまして、問題はございません。ただ、この両申請地はイチジクの栽培をしております。以上でございます。

議長 4番、高茶屋。

奥山委員 10番、奥山です。何ら問題ありません。どうぞよろしく。

議長 5番、6番は椋本。

田中委員 16番、田中です。
5番ですが、この_____さんという人は、私らと一緒に農業の委員をしておるんですが、_____というのを建てられまして、その農産の構成員の方らがこの作業をするということで、何ら問題はございませんので、よろしくお願

いしたいと思います。

議 長 6 番。

杉谷委員 15 番、杉谷です。何ら問題はございませんので、よろしくお願いします。

議 長 7 番、長野。

中川委員 20 番、中川です。

7 番、8 番ともに14日に確認をいたしました。何ら問題ございませんので、よろしくお願いします。

議 長 9 番、村主。

平井委員 23 番、平井です。

事務局の説明どおり、何ら問題ございませんのでよろしくお願いします。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定をいたします。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）。事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、16ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 大里、申請者 _____、申請地 大里窪田町墓ノ谷 _____、台帳地目 田・現況地目 畑、面積218㎡外2筆で、合計面積772㎡です。

これにつきましては、申請地を自営の建材業のための資材置場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 高野尾、申請者 _____、申請地 高野尾町七曲 _____、台帳地目 田、現況地目 山林、面積1,617㎡外1筆で、合計面積3,405㎡。

これにつきましては、平成10年ごろから既に山林化しておりまして、始末書の提出がありますことから、追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 上野、申請者 _____、申請地 河芸町西千里走り下 _____、台帳地目田・現況地目畑、面積188㎡。

これにつきましては、この後の議案第4号の番号1でご審議をお願いします隣接店舗のための従業員用の貸し駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町家所煤田 _____
台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積497㎡。

これにつきましては、昭和55年から一般個人住宅及び農業用倉庫用地として利用されておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 辰水、申請者 _____、申請地 美里町家所北土深 _____、台帳地目 畑、現況地目 雑種地、面積116㎡。

これにつきましては、昭和53年ごろから農業用倉庫及び駐車場用地として利用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 安濃、申請者 _____、申請地 安濃町安濃天伯 _____、台帳地目 畑、現況地目 宅地、面積158㎡。

これにつきましては、平成10年ごろから物置用地として利用されておりまして、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 明合、申請者 株式会社 _____ 代表取締役 _____、申請地 安濃町野口北興 _____、台帳地目・山林、現況地目・畑、面積596㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、309.1㎡、転用面積の51.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号8、地区 明合、申請者 株式会社 _____ 代表取締役 _____、申請地 安濃町野口北興 _____、台帳地目 山林、現況地目 畑、面積705㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、309.12㎡、転用面積の43.8%となります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は8件で、合計面積は6,437㎡、このうち田が4,365㎡、畑が771㎡、台帳地目が山林となっております畑が1,301㎡でございます。

この案件につきまして、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんの意見を伺います。
1番、私、大里でございます。
_____の上の荒れていた土地を申請者が資材置き場にするということで、何ら問題なかろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
2番、高野。

赤塚 委員 6番、赤塚です。14日に会長、副会長初め事務局で現地確認していただきまして、もう山林化しているということで、問題ないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長 3番、上野。

前田委員	問題ございませんので、よろしく申し上げます。
議 長	4番、5番、辰水。
中川委員	20番、中川です。事務局の説明どおりで問題ございませんので、よろしく申し上げます。
議 長	6番、安濃。
中林委員	22番、中林です。事務局の説明どおりでございますので問題ございません。
議 長	7番、8番、明合。
中林委員	22番、中林です。7番、8番と説明させていただきます。 申請書のとおりで、ただいま事務局から説明がありましたとおりでございますので、何ら問題ございませんので、よろしく申し上げます。
議 長	地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第2号については許可をすることに決定をいたします。 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）。事務局の説明をお願いいたします。
事 務 局	議案書17ページをお願いいたします。 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。 番号1、地区 高野尾、受人 _____外1名、渡人 _____、申請地 高野尾町西南野____、台帳地目・現況地目とも畑、面積11㎡です。 これにつきましては、受人は渡人から申請地を譲り受け、庭用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号2、地区 高宮、受人 社会福祉法人 _____理事 _____、渡人 _____、申請地 美里町足坂白檜____、台帳地目、現況地目とも畑で、面積102㎡外1筆、合計面積で516㎡です。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、児童養護施設用地とするものです。農地区分は、第3種農地と判断されます。 番号3、地区 辰水、受人 _____、渡人 _____、申請地 美里町家所西代____、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積529㎡。 これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、寺院参拝者のための駐車場用地とするものですが、平成22年ごろから既にこの目的で利用されておりました、始末書の提出がありますことから追認しようとするもので

す。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号4、地区 明合、受人 _____、渡人 _____、申請地 安濃町大塚垣内_____、台帳地目・現況地目とも畑で、面積776㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、一般個人住宅用地、物置及び駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は4件、合計面積は1,832㎡、このうち田が529㎡、畑が1,303㎡でございます。

いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1番、高野尾。

赤塚委員 6番、赤塚です。
14日に地元委員、事務局で現地確認していただきまして、土地の境界を確認したら、ブロックの幅の9cm違っていたということで11㎡を売買するというのでよろしくお願いいたします。

議 長 2番、高宮。

中川委員 20番、中川です。2番、3番説明します。
14日に現地確認を行いました。事務局の説明どおりで、何ら問題はございませんので、よろしく申し上げます。

議 長 4番、明合。

中林委員 22番、中林。
ただいま事務局の説明ございまして、許可が相当と考えます。よろしく申し上げます。

議 長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第3号については許可をすることに決定いたします。
次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 18ページをお願いいたします。
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員

会許可・賃貸借権)でございます。

番号1、地区 上野、借人 株式会社 _____代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 河芸町西千里走り下 _____、台帳地目 田、現況地目 畑、面積373㎡外2筆で、合計面積686㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地をコンビニエンスストア用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 明合、借人 _____株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安濃町大塚西山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,428㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、608㎡、転用面積の42.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 明合、借人 _____株式会社 代表取締役 _____、貸人 _____、申請地 安濃町大塚西山 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積931㎡。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の賃貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は608㎡、転用面積の65.3%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は3件、合計面積は3,045㎡、このうち田が686㎡、畑が2,359㎡です。

これらの案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。
1番、上野。

前田委員 事務局の説明のとおり、何ら問題ございません。

議長 2番、3番、明合。

中林委員 22番、中林。2番と3番説明いたします。
ただいま事務局から説明がありましたとおり、太陽光発電施設用地でございますので、何ら問題ございません。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございますでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第4号については許可をすることに決定いたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

19ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 安東、借人 _____、貸人 _____、申請地 一色町西浦 _____、台帳地目・現況地目とも畑、面積755㎡です。

これにつきましては、借人は、貸人との間に20年間の使用貸借権を設定し、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は、328㎡、転用面積の43.4%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

件数はこの1件で、この案件につきまして、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

1番、安東。

太田委員

2番、太田です。事務局の説明のとおりでございまして、14日に地元委員で現地確認を行いました。何ら問題はございません。よろしく申し上げます。

議長

地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長

ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、議案第5号については許可をすることに決定いたします。

議長

次に、議案第6号 非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書20ページをお願いいたします。

議案第6号 非農地証明願についてでございます。

番号1、地区 上野、願出者 _____、申請地 河芸町久知野古里 _____、台帳地目 畑・現況地目 宅地、面積297㎡です。

これにつきましては、固定資産課税台帳記載事項証明書によりまして、昭和30年には既に建物が建築されていることが確認できます。

このことから、申請地は農地以外の用に供され、20年以上が経過している土地であり、これは津市農業委員会非農地証明等取扱要領第3条第1項第2号の規定に該当することから、農地ではない旨の証明をしても差し支えものと考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。それでは、地元委員さんのご意見を伺います。

前田委員 事務局の説明のとおり、問題はございません。

議長 地元委員さんからは異議のない旨の発言がございました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、証明することにいたします。
次に、別紙でお配りしました議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。
資料の2枚目をお願いします。農用地利用集積計画地区別集計表をご覧くださいと思います。
各地区別に、下の合計欄で説明をさせていただきます。
津地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で140,990㎡、畑の賃貸借、使用貸借で5,048㎡、契約件数は79件でございます。
河芸地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で32,779㎡、契約件数は20件でございます。
安濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で91,064㎡、畑の賃貸借、使用貸借で2,513㎡、契約件数は22件でございます。
芸濃地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で71,250.67㎡、畑の使用貸借で4,008㎡、契約件数は25件でございます。
美里地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で3,866㎡、契約件数は2件でございます。
香良洲地区につきましては、田の賃貸借で5,809㎡、契約件数は4件でございます。
以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて345,758.67㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借で11,569㎡、合計契約件数は152件、合計面積は357,327.67㎡となっております。
次に認定農業者への集積状況でございます。
地区別の認定農業者への集積は津地区で28件、河芸地区1件、安濃地区12件、芸濃地区18件で合計59件、合計面積は197,147.67㎡でございます。
今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。皆さん、いかがでございましょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、市長に進達をすることにいたします。
以上をもちまして本部会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。
以上をもちまして、第3回第1農地部会を終了いたします。

午前10時31分

上記は、第3回第1農地部会の議事を録したものである。

平成28年3月18日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____